暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

一般社団法人三重県トラック協会 会長 小林 俊二 殿

> 住 所 会社名 代表者

印

私(当団体)は、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。 なお、この誓約が虚偽であり、又はこの契約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなって も、異議は一切申し立てません。

また、貴協会において必要と判断した場合に、警察等関係機関に照会することについて承諾します。

記

- 1. 役員 (契約者が個人である場合にはその者を、契約者が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者、その他の団体にあっては法人等の役員と同様の責任を有する事務所の代表者をいう。以下同じ。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 2. 暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等が経営に実施的 に関与している者
- 3. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- 4. 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- 5. 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 6.上記1から5までのいずれかに該当することを知りながらこれを利用している者